

## 公 示

分任支出負担行為担当官  
陸上自衛中央会計隊  
契約科長 牛 崎 真 由 美  
( 公 印 省 略 )

陸上自衛隊中央会計隊が調達する「取扱上の注意を要する文書等」に係る入札等  
指定業者の公募について

標記について、指定を希望される方は下記の資格要件等をご承知の上、応募して下さい。

## 記

## 1 公募に付する事項

- (1) 試験問題の印刷・製本等に関すること。
- (2) 保全を要する文書（教範及び訓練資料等）の印刷・製本等に関すること。
- (3) その他保全を要する文書等の役務等に関すること。

## 2 公募に応募する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号）第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 印刷については、令和4・5・6年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造でD等級等級以上の競争参加資格を有する者。役務については、「役務の提供等」でD等級以上の競争参加資格を有する者であること。  
大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむ得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合は、この限りでない。
- (6) 第4号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、入札心得第3章12項2号に示す基準のいずれかに該当する場合をいう。
- (7) 試験問題を取り扱うものにあつては、市ヶ谷駐屯地から電車又は車両でおおむね1時間以内に到着できる工場等を有し、検査官及び監督官の立会及び検品場所の確保が可能であること。

### 3 応募方法等

(1) 応募を希望する者は、第2号に示す申請書類を提出して下さい。

(2) 申請書類

- ア 取扱上の注意を要する文書等指定業者登録について（申請）（別紙第1）
- イ 指定を受けようとする施設名及び所在地（申請書の住所と異なる場合）（別紙第2）
- ウ 最新の決算報告書2期分
- エ 競争参加資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
- オ 保全を要する廃棄物等に係る処分等業者との契約書の写し
- カ 会社組織図（職位機能の明示）
- キ 保全規則
- ク 就業規則
- ケ 従事者名簿（別紙第3）
- コ 会社案内
- サ 工場等の見取図
- シ 機械設備一覧表
- ス 教育（保全、防火、その他）実施記録
- セ 警備委託契約書（委託している場合）
- ソ プライバシーマーク、J I S、I S O等登録証等の写し（保有している場合）

(3) 受付期間

通年（公示日から翌年度末日まで）

指定業者に指定した日以降からの入札等参加を有効とする。なお、場合によっては、希望する調達案件の入札等に間に合わない場合がある。

(4) 申請先

〒162-0845

東京都新宿区市谷本町村5-1

陸上自衛隊市ヶ谷駐屯地 中央会計隊契約科第2契約班

（電話 03-3268-3111 内線 47565 又は 47568）

持参の場合は、午前9時から午後5時まで受付。（ただし、正午から午後1時の間は除く。）

### 4 指定に係る審査等

円滑な契約履行能力の有無及び保全体制を工場等の現地において審査する。

- (1) 工場施設等の保全状況
- (2) 契約履行上必要な設備等の能力
- (3) 工程管理要領
- (4) 契約に伴う物件等の確実な接受要領
- (5) 契約に伴う物件等の保管処置
- (6) 契約の履行に伴い発生する反古紙及び刷版等の処分要領
- (7) パソコン等の保全要領
- (8) 契約の履行に伴う物件等の輸送態勢
- (9) 保全規則類の制定、整備状況
- (10) 不測事態対処要領
- (11) 下請負業者の審査（試験問題については下請け不可。下請負業者の申請を受けるものは、日本国内に本社又は主たる事務所を置く業者であり、同業者が保有する工場であること。また、同社については、努めて一連の印刷物の製作等に係る全工程の実施が可能であること。）

## 5 審査結果の通知

入札等に参加させることが適当と認められる者に対しては、審査結果合格通知書を送付する。審査不合格者に対しては、審査結果不合格通知書を送付する。

## 6 疑義の申立て

(1) 審査結果に疑義がある者は、契約担当官等に対して、審査結果不合格の理由について以下により書面をもって説明を求めることができる。

ア 提出期限：審査結果不合格通知書を受理した日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）

イ 提出場所：3(4)に同じ。

ウ その他：書面による。

(2) 契約担当官等は、疑義について説明を求められたときは、疑義の申立ての書面を受理した日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に説明を求めた者に対し書面により回答する。

## 7 疑義の再申立て

(1) 疑義の申立てに対し書面による回答を受理してから3日以内（休日を除く。）に、書面により疑義の再申立てを行うことができる。

(2) 契約担当官等は、疑義の再申立ての書面を受理した日の翌日から起算して3日（休日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

## 8 提出資料の提出に当たっての留意事項

(1) 提出資料の作成、調査への協力に要する費用等は、提出者の負担とする。

(2) 提出資料は、原則として返却しない。

(3) 提出資料の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の届出をしなければならない。

## 9 指定の取消し

契約担当官等は、指定後において第4項の条件を具備していない又は指定業者として相応しいと認めがたい行為が発覚したと判断した場合は、その指定を取り消すことができる。

(1) 契約担当官等は、指定業者の指定を取り消す場合は、その理由を付した文書により通知する。

(2) 取り消された指定業者は、処分に対し疑義がある場合には、第6項及び第7項と同様の申立てを行うことができる。

## 10 その他

(1) 当該指定業者については、試験問題取扱指定業者（保全を要する文書等を含む）又は、保全を要する文書等指定業者に区分される。

(2) 入札等には、指名競争入札の場合における入札指名業者としても指定される。

(3) 「取扱上の注意を要する文書等の契約」において契約する際、下記のアからエの条項を付する。

ア 「製造請負契約書一般条項」

イ 「談合等の不正行為に関する特約条項」

ウ 「保全又は保護の確保に関する違約金条項」

印刷物等を漏えいした場合には、本条項に基づき、違約金等が発生するので、本文を熟読されたうえで申請されたい。

エ 「暴力団排除に関する特約条項」

(4) 指定業者の有効期間は、文書により通知するものとし、原則として5年間とする。継続を希望する場合には、新たに申請を行うものとする。

(5) 指定業者とした後も、情報漏洩、無許可による他者への下請け行為、故意の納期遅延等による不正又は不誠実な行為があった場合には、指名停止及び違約金の請求をする。

分任支出負担行為担当官  
陸上自衛隊中央会計隊契約科長 殿

(住 所)

(会 社 名)

(代表者名)

㊞

「取扱上注意を要する文書等の印刷・製本等」指定業者登録について(申請)

標記について、別添のとおり関係書類を添えて申請いたします。

添付書類：指定を受けようとする施設名及び所在地（申請書の住所と異なる場合）  
最新の決算報告書2期分  
資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し  
保全を要する廃棄物等に係る処分等業者との契約書の写し  
会社組織図(職位機能の明示)  
保全規則  
就業規則  
従事者名簿  
会社案内  
工場等の見取図  
機械設備一覧表  
教育（保全、防火、その他）実施記録  
警備委託契約書の写し（委託している場合）  
プライバシーマーク、J I S、I S O等登録証等の写し（保有している場合）

指定を受けようとする施設名及び所在地

(住 所)

(会 社 名)

(代表者名)

印

区 分	住 所	実施内容
第1印刷工場	東京都〇〇区〇〇〇	製版、印刷
第2印刷工場	埼玉県〇〇市〇〇〇	製本、廃版・損紙置場
事務所	東京都〇〇区〇〇〇	原稿保管・DTP

※申請書の住所と異なる場合に提出

